

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝倉市長 林 裕二

市町村名 (市町村コード)	朝倉市 (40228)
地域名 (地域内農業集落名)	甘木 (菩提寺、甘木、本町、天神町、神田町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>(本町地区) 農道がせまく離合ができず、大きな機械が入らないため作業の効率が悪い。 ほ場整備などを行うことで今後も継続してできるようになるが、地権者との協議など課題がある。 排水ができないため、耕作できないところがある。</p> <p>(菩提寺地区) 農地が小さいため、今後営農を行っていくのは難しい。</p> <p>【地域の基礎的データ】 認定農業者等:4件(個人:3件、集落営農:1件(構成員7名)) 水稻、麦、大豆を中心に水田活用農業を行っている。</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>ほ場整備等を行うことで耕作条件を改善し、作業の改善を目指す必要がある。 菩提寺は農地が小さく今後営農を行っていくのは難しいため、本町を中心に農地を守っていく。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農業振興地域内農用地区域内を農業上の利用が行われる区域とすることを基本とする。</p>
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水田を中心に認定農業者及び生産組合に集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用した農地の貸借を行うことで、農地の集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
本町の農地を守るため、ほ場整備等耕作条件の改善を早い段階で検討する。 農道の整備及び用排水の整備を最優先して実施して、作業の効率化を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状なし
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
本町生産組合へ作業の委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--